

自由民主党静岡県支部連合会  
厚生問題対策連絡協議会  
会 長 良知 淳行 様  
運営委員長 飯田 末夫 様

令和5年10月26日

公益社団法人静岡県看護協会

会長 松本志保子

静岡県看護連盟

会長 柏崎順



## 要 望 書

2025年を目前に控え、地域包括ケアシステムの充実とともに、地域において療養を支える取り組みの強化が急がれます。

医療・介護・福祉を取り巻く状況は、大きな変革の中にあり、看護職にはその専門性を十分発揮し、社会や地域にある医療・福祉資源を発掘・活用し、地域包括ケア推進の要となることが求められております。

静岡県看護協会は、使命である「人々の健康で幸福な生活の実現」に向け、地域包括ケアの充実、健康危機管理対策など社会の動向を見据え、看護職が果たすべき役割を見極めながら、看護の専門性を発揮し、看護職の確保・定着、質の高い看護の提供、災害・感染症対策などの健康危機管理体制の強化等各種事業を進めてまいります。これらの実現に向けては、静岡県看護連盟と共に看護政策を考え、提言します。

看護職が保健・医療・福祉の場で、実力を遺憾なく発揮し、切れ目のない医療・介護の実現を目指す看護提供体制構築のための事項についてご配慮賜りますようお願いいたします。

### 重点要望事項

1. 全ての看護職員の処遇改善の実現
2. 看護の質向上のための看護基礎教育充実
3. 特定行為に係る看護師の研修受講への支援と地域活動推進強化への支援
4. 在宅医療の推進と外来機能の強化
5. 看護業務のタスクシフト/シェアとしての看護補助者確保対策推進
6. 地域の健康危機管理体制の整備と災害時に対応できる看護職育成への支援

## 1. 全ての看護職員の処遇改善の実現

### 1) すべての看護職員の処遇改善への支援

- ・ 地域でコロナ医療など一定の役割を担う医療機関に勤務する看護職員に対し、R4年度診療報酬改定で「看護職員処遇改善評価料」が新設されたが、その対象者は変わっていない。(全国で57万人(全体の34%))

令和6年度診療報酬改定に係る予算確保には、すべての看護職員の処遇改善が可能になる様「看護職員処遇改善評価料」対象拡大のための予算確保を要望する。

- ・ 看護職の賃金の実態は、国家資格を有する専門職としての職責や職務に見合っていないため、賃金構造の抜本的見直しが必要である。



## 2. 看護の質向上のための看護基礎教育充実

### 1) 看護師基礎教育4年制化の実現に向けた(補助金の創設等)支援

- ・ 2022年の新たなカリキュラムの改正は、102単位と増加したが、看護大学では4年間で修業するのに対し、専門学校では3年間で修業となり過密な状況である。専門学校4年制化に向けた検討会を、モデル校を加味して開催してほしい。また、学生が集まらないという危機的状況について学校側とのヒアリングをしてほしい。
- ・ 看護師基礎教育の4年制化を実現するためには、環境の整備や人員の確保など費用面での負担が大きい。

### 2) 准看護師有資格者の進学支援のための看護学科通信制課程設置

- ・ 県立看護専門学校に全日制の教育課程が開設されているが、准看護師の有資格者は、看護師資格を取得するために退職し進学しなければならず、進学に結びつかない現状がある。

また、東海地域での通信制課程は愛知県のみである。そこで、准看護師が看護師資格を取得する機会を拡大するため看護学科通信制課程を県内設置が必要である。さらに、県立看護専門学校の入学者数など評価した上で設置場所等の検討を望む。

## 3. 特定行為に係る看護師の研修受講への支援と地域活動推進強化への支援

### 1) 特定行為研修受講料の全額補助の財政措置への支援を要望する。

- ・ 現在特定行為研修修了者は、令和5年3月現在で全国6,875人(前年度比2,043人増、当県は令和5年3月現在164人 ※国の目標10万人、静岡県の目標値は2023年度260人。

- ・ 県内の特定行為研修入学科・受講料助成申請の実績(令和1~)

① R1:16件、R2:15件、R3:14件、R4:14件、R5:30件見込み

2) 特定行為研修修了者の地域活動への推進強化支援を要望する。

- ・ 特定行為研修修了者を配置することで、2024年4月から施行される「医師の働き方改革新制度」への貢献や看護師の役割拡大に繋がることの認知度を高めることが重要である。
- ・ 特定行為研修修了者が自施設や地域で活躍するためには、医療機関管理者（施設長や看護代表者等）の理解と施設の支援体制構築等は必須であるため、このことの周知が必要である。

4. 在宅医療の推進と外来機能の強化

1) 訪問看護師の確保と訪問看護ステーションへの財政支援を要望する。

- ・ 在宅医療の中心的役割を担う訪問看護ステーション数は増加しており、訪問看護に従事する看護師数も増加しているが、2022年度調査では県内の訪問看護ステーション1事業所当たりの従事者数は5.55人でほぼ横ばいであり常勤換算看護職員数が5人未満の小規模事業所が142か所（54.6%）あり、運営が不安定である。
- ・ 静岡県第8次保健医療計画にある機能強化型を取得している訪問看護ステーション数は19施設で全体の7.3%（2023年目標値43施設、16.5%）、24時間対応体制加算は89.2%であった。訪問看護ステーションへの負担も大きいことから、在宅におけるターミナルケア等を担う訪問看護ステーションへの財政支援が必要である。

2) 外来看護職員配置の増員（人員配置標準の見直し）と外来に認定及び専門看護師配置による外来機能の強化への支援を要望する。

- ・ これまで入院で行っていた治療（外来手術、外来がん療法等）が外来治療へ移行されるようになり、外来医療の高度化が進んでいる。
- ・ 外来看護職員あたりの外来患者数は、中央値14.3対1、平均値17.3対1であり、昭和23年に制定した人員配置30対1は看護の実態に合わない。

5. 看護業務のタスクシフト/シェアとしての看護補助者確保対策推進

1) 看護補助者確保対策のための支援を要望する。

- ・ 特定行為研修修了者の役割拡大や医師のタスクシフト/シェアが進んでいるが、看護師不足の課題は解決しておらず、結果看護師の業務は増加し負担が大きくなっている。一方で医療機関においては、これまで看護師が実施していた業務の一部（看護師でなくてもできる業務）を看護補助者に移行しチーム全体で関わる体制整備は進みつつある。「看護補助者のさらなる活用に係る評価」として診療報酬上評価されている。しかし、補助者の確保は看護師確保以上に難しい状況がある。  
県内すべてのハローワークと協働した採用推進や、医療機関ごとの就職相談会の実施、研修会の開催などが必要である。

## 6. 地域の健康危機管理体制の整備と災害時に対応できる看護職育成への支援

### 1) 地域の健康危機管理体制の構築

- ・ 新型コロナウイルス感染症に関するこれまでの経緯を踏まえ、国においては平時から都道府県と医療機関との間で新興感染症等への対応に関する協定を結ぶ仕組みの法定化をはじめ、広域での看護職員等の医療人材派遣や患者搬送等を調整する仕組みが創設された。協会が取り組んできた災害支援ナースも対象となるため、感染症拡大や大規模災害発生時等における看護支援活動の体制整備を進めたい。厚労省の示す研修会は今年度から実施している。有事はいつ発生するか分からないことから、災害・感染症発症時に直ちに対応できる看護職確保の体制構築のため、県行政と看護協会、関係団体が検討する場を早急に確保すること。

### 2) 風水害や地震等自然災害に対応する看護職育成

- ・ 近年、気象災害や地震等によりさまざまな地域で被害がもたらされている現状に対応するため、平時からの災害時に対応できる看護職の育成は必須である。
- ・ 併せて、災害が発生した地域の医療・救護体制はひっ迫することを考慮し、救護所等で活躍する看護職の確保体制として、有事に地域で活躍できる災害ボランティアナース（地域の開業医やクリニック等で働く看護職等）の育成が不可欠である。一人でも多くの看護職が育成研修に参加できるよう関係団体、行政への周知が必要である。